

# 更生工法(自立管)特記仕様書

## 第1節 一般事項

### 1.1 適用

1. 本仕様書は、下水道管きよの更生工事に対して、下水道本管を自立管により更生させる工事に適用するものである。
2. 本仕様書に特に定めのない事項については、埼玉県土木工事共通仕様書の規定によるものとする。

### 1.2 適用工法

1. 本仕様書の適用工法は、自立管の反転工法と形成工法である。
2. 受注者は、工法を採用するに当たっては公的審査証明機関等の審査証明を得た工法であり、構築方法にかかわらず、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」で示す「要求性能」に適合する工法でなければならない。

## 第2節 施工の条件

### 2.1 工事概要

受注者は、工事の概要として次の事項を設計図書により確認しなければならない。

- ①工事名称
- ②工事箇所
- ③路線番号
- ④施工延長(管きよ延長)
- ⑤既設管種
- ⑥既設管内径
- ⑦既設管勾配
- ⑧既設管施工年度
- ⑨工法分類
- ⑩更生後の断面

### 2.2 施工現場の条件

受注者は、工事の着手に当たって現地調査を行い、以下の施工現場の条件事項について確認しなければならない。

- ①道路状況
- ②道路使用許可条件
- ③周辺環境
- ④進入路状況
- ⑤気象・気温

- ⑥仮排水
- ⑦施工時間規制
- ⑧排水条件
- ⑨流下下水量・水位
- ⑩地下水位

### 2.3 既設管洗浄・前処理

1. 受注者は、下水道管きょの更生工事に先立ち既設管きょ内を洗浄し、取付け管突き出し処理等をおこなう。
2. 受注者は、既設管きょ調査の結果、更生管のシワ発生等が懸念されるなど前処理工の必要がある場合には、監督員と協議の上、管きょ更生工事に支障のないように切断・除去等により処理しなければならない。

## 第3節 更生管の仕様

### 3.1 更生管厚

受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管厚の計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し監督員に提出しなければならない。

#### 1. 更生管きょの評価

既設管きょの耐荷能力を見込まないこととする。

#### 2. 荷重

鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。

#### 3. 更生管厚の算定式

「下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）」および「下水道用強化プラスチック複合管（JSWAS K-2）」によるものとする。

### 3.2 材料特性(物性値)

受注者は、使用する更生管材料が物性値の要求性能として耐荷性能(外圧強さ、曲げ強さ、曲げ弾性係数、引張強度、引張弾性係数、圧縮強度、圧縮弾性係数)、耐ストレインコロージョン性(ガラス繊維を使用しているもの)、耐薬品性、耐摩耗性、耐劣化性(ガラス繊維を使用していないもの)、水密性および水理性能について公的審査証明機関等の審査証明を得たもの又は、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。

## 第4節 施工計画

### 4.1 施工計画書に定めるべき事項

受注者は、管きょ更生工事の施工に当たって、工事着手前に調査を行い次の事項を明記した施工計画書を作成し監督員に提出しなければならない。

- ① 工事概要
- ② 職務分担および緊急時の連絡体制
- ③ 工事記録写真撮影計画
- ④ 実施工程表
- ⑤ 工法
- ⑥ 主要機械
- ⑦ 主要資材
- ⑧ 材料設計および水理性能評価
- ⑨ 材料品質証明の内容
- ⑩ 前処理計画
- ⑪ 施工管理
- ⑫ 品質管理
- ⑬ 環境対策
- ⑭ 安全・衛生管理
- ⑮ 材料の製造から使用までの保管期間と保管方法
- ⑯ 材料の運搬方法
- ⑰ 工事記録等の管理
- ⑱ その他、監督員の指示事項等

### 4.2 職務分担および緊急時の連絡体制

1. 主任技術者、監理技術者は、建設業法に定める有資格者でなければならない。  
また、施工者は、管きょ更生工事の施工管理に関する資格（下水道管路更生管理技士または、下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門））を有するものでなければならない。
2. 受注者は、工事の着手に際して職務分担表を作成し、監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、選定した工法の技能講習を受け合格した専門技術者（主任技術者又は監理技術者との兼務可能）を、当該作業中は現場に常駐させなければならない。  
なお、専門技術者の技能講習終了証等の写しは施工計画書に添付しなければならない。
4. 受注者は、本社責任者、現場代理人、主任技術者（監理技術者）の氏名、緊急時の連絡先（昼、夜）を明示した緊急時連絡体制表を作成し監督員に提出しなければならない。

#### 4.3 実施工工程表の作成

受注者は、工程計画の作成に当たって設計図書をはじめ「工事概要」、「施工現場の条件」、「既設管調査・事前処理」の内容を反映し、市民の生活や交通に支障をきたさないように、1サイクルで、施工可能な適切な工事の範囲をあらかじめ明示し、これに必要な作業時間、養生時間等に基づき工程計画を作成し監督員に提出しなければならない。

#### 4.4 施工工法

受注者は、管きょ更生工事で採用する工法が更生管に必要な構造機能、流下機能等の仕様を満足することを構造計算書、流量計算書に明示するとともに工法選定理由を施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。

#### 4.5 その他の留意事項

1. 受注者は、準備工、片付け工、地先排水の水替え等についても、工事着手前に現場の機器設置スペースおよびマンホール、樹の位置を確認し、使用する主要資機材を明記し監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事着手前に監督員と協議のうえ地元住民に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事を円滑に実施しなければならない。

### 第5節 施工管理

#### 5.1 施工管理

1. 受注者は、工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、スパン毎に次の事項について適宜、監督員と協議を行い十分な管理を行わなければならない。
  - ① 工程
  - ② 安全・衛生
  - ③ 施工環境
2. 受注者は、工事実施箇所、周辺環境、土地利用状況及び道路使用許可条件を遵守して、作業当日内に、1スパン（更生工法の施工単位）の施工の完了又は仮復旧を行わなければならない。
3. 受注者は、現場状況等により施工計画に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議すると共に、施工計画書の変更を行わなければならない。

#### 5.2 工程管理

受注者は、毎月末、所定の様式に定める「工事出来高報告書等」により、工事進捗状況を監督員に提出しなければならない。

#### 5.3 安全・衛生管理

受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めると

ころに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。

1. 下水管きよ更生工法における安全管理
  - 1) 有資格者の適正配置
  - 2) 下水道管内作業に適した保護具の着用
  - 3) 施工前の安全対策(情報収集)
  - 4) 施工時の安全対策
  - 5) 周辺環境への対策
  - 6) 災害防止についての対策
2. 酸素欠乏、有毒ガスなどの安全処置
3. 供用中の施工における排水対策
4. 安全に関する研修、訓練

#### 5.4 施工環境管理

受注者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じなければならない。

- ① 工事広報
- ② 粉塵対策
- ③ 臭気対策
- ④ 騒音・振動対策
- ⑤ 防爆対策
- ⑥ 温水・排水熱対策
- ⑦ 宅内逆流噴出等対策

### 第6節 品質管理

#### 6.1 品質管理

受注者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者又は監理技術者の責任の下で、「施工前の品質管理」「施工時の品質管理」および「しゅん工時の品質管理」について十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督員に報告しなければならない。

#### 6.2 施工前の品質管理

受注者は、工事着手前に、使用する更生材料等の品質を確認するため、適正な管理下で製造されたことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。また、受注者は、必要に応じ物性試験を行い、監督員に提出しなければならない。

#### 6.3 施工時の構築方法別品質管理

受注者は構築方法別（熱硬化タイプ、光硬化タイプ、熱形成タイプ）に次の項目について施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理しなければならない。

受注者は、施工計画書に記載された管理項目、管理値等を適切に管理すると共に、

自動記録紙等に温度・圧力・時間等を記録し、監督員に提出しなければならない。

### 1. 熱硬化タイプ

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ①材料挿入（反転・引込）速度 | ②反転時および拡径時の圧力管理  |
| ③硬化時の圧力管理      | ④硬化温度管理および硬化時間管理 |
| ⑤冷却養生時間管理      |                  |

### 2. 光硬化タイプ

- |             |           |
|-------------|-----------|
| ①材料挿入（引込）速度 | ②拡径時の圧力管理 |
| ③硬化時の電源管理   | ④硬化時の圧力管理 |
| ⑤硬化温度管理     | ⑥硬化時間管理   |
| ⑦冷却養生時間管理   |           |

### 3. 熱形成タイプ

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ①材料挿入（引込）速度  | ②蒸気加熱時の温度管理  |
| ③蒸気加熱時の圧力管理  | ④拡径、冷却時の温度管理 |
| ⑤拡径、冷却時の圧力管理 |              |

## 6.4 しゅん工時の品質管理

受注者は、反転、形成工法で使用した試験片（原則、施工スパン毎に採取する）を使用して、公的試験機関やISO/IEC17025認定試験所で試験を行わなければならない。その際、以下の点を確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

1. 設計曲げ強度（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
2. 曲げ弾性係数（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
3. 耐薬品性が規格値を満足していること。なお、耐震性能の確認のために引張特性圧力特性の試験を行う場合には、以下の点を確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。
  4. 引張強度（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
  5. 引張弾性係数（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
  6. 圧力強度（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
  7. 圧力弾性係数（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。

## 第7節 出来形管理

### 7.1 寸法管理

受注者は、更生管の出来形を把握するため、更生管内径、延長を計測しなければならない。また、更生管と既設管きよの密着性を確認するため、更生管の内径について、24時間以降で、図1に示す同じ測定位置で計測し、その記録を監督員に提出しなければならない。

### 7.2 更生管厚み・内径の管理

受注者は、更生工事完了後の更生管厚又は仕上り内径が適正であることを次の測定方

法により確認しなければならない。

1. 更生管の測定は、1スパンの上下流マンホールの管口付近で行うこと。
2. 更生管の測定箇所は円周上の6箇所とする。ただし、マンホール内に更生管を突出した状態で更生を完了する場合には、突出し部分の管厚に増減が生じるため、既設管きよと更生管の内径差により管厚を求めること。
3. 更生管厚の検査基準は、6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ、上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。  
なお、既設管きよと同等の水理性能を確保しているものを合格とする。
4. 更生管の内径の測定時期は、硬化直後と24時間以降とする。
5. 更生管厚の測定は、更生管の縫い目を避けて行うこと。

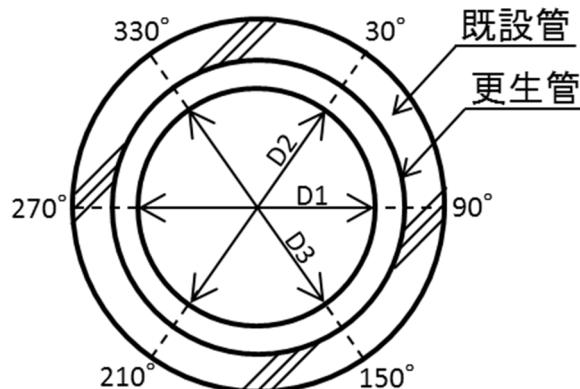


図1 仕上がり内径の測定位置

### 7.3 内面仕上がり状況

1. 受注者は、更生工完了時において、更生管内を洗浄し取付け管穿孔片を除去した後、全スパンについて目視あるいはTVカメラにより外観検査を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。  
なお、TVカメラの場合、取付け管口においては必ず側視を行い、状況を入念に確認しなければならない。
2. 受注者は、更生工事しゅん工時において、更生管の設計強度、耐久性、水理性能を損なうようなシワ、タルミ、はく離、漏水および異常変色等の欠陥や異常箇所がないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、更生管と既設マンホールとの本管管口仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材のはく離、ひび割れなどの異常のないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。
4. 受注者は、取付管口の穿孔仕上げ状態として、既存の取付管口形態と流下性能を確保し、新たに漏水、浸入水の原因となる状況を発生させていないことを確認しなければならない。

#### 7.4 工事記録写真等の撮影および提出

受注者は、工事記録写真等検査結果および、フィルムなどの記録を報告書に添付して監督員に提出しなければならない。

### 第8節 提出図書

#### 8.1 提出図書

受注者は、工事しゅん工時に以下に示す図書を監督員に提出しなければならない。

- ① 系統図
- ② 本管用調査記録表
- ③ 事前調査集計表
- ④ 成果表
- ⑤ 材料表(納品伝票)
- ⑥ 施工管理
- ⑦ 温度管理・圧力管理記録表
- ⑧ 溶媒から発生するガス濃度測定記録表
- ⑨ 品質性能試験報告書
- ⑩ 酸素欠乏等の濃度測定記録表
- ⑪ 工事写真

## 特記仕様書

### (趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

### (適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 公共下水道管改築工事（第8工区）
- ・工事箇所 狹山市 大字水野 地内

### (共通事項)

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（C O B R I S）により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

#### ○再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500m<sup>3</sup>以上の土砂を搬入する工事
- ② 500t以上の碎石を搬入する工事
- ③ 200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

#### ○再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で、200t以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額100万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D票、E票の写しを提出する。

### (受領書の交付)

第4条 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項)

第5条 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

第6条 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第5条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

第7条 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(建設発生土の搬出)

第8条 建設発生土は、株ホート一川越リサイクルプラントの受入地に搬出し工事間利用を図るものとする。

ア 土質改良プラント 川越市下赤坂1800-3

イ 土質及び土量 第2、3種建設発生土 約 50 m<sup>3</sup>

2 受注者は、500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当窓口へ提出する。

3 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

(建設廃棄物の再資源化等)

第9条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種	施設の名称	所在地
A s殻	埼玉アスコン	川越市下赤坂1817
C o殻、切断濁水	株山一商事	川越市下赤坂1811-1

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

- 2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。
- 3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進等に基づく再生資材利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成14年3月18日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(再生資材の利用)

第10条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資材名	規格	備考
再生切込碎石	RC-40	路盤材・基礎材
再生粒調碎石	RM-40	路盤材
再生砂		埋戻し材
再生アスファルト		舗装材

再生砂利用にあたり六価クロム抽出検査を要します。

(仮設)

第11条 請負者は、仮設を行う場合は関係法規を遵守し、事前に施工に適した仮設計画を策定し、監督員の承諾を得なければならない。

- 2 請負者は、土留工を実施する場合、施工前に構造計算書を監督員に提出し、承諾を得た上で施工しなければならない。
- 3 水替工を行う場合は、水路等へ直接放流せず、濁水処理に努めなければならない。